

「社会教育と子供の貧困」
～教育と福祉の連携に向けて～
(報 告)

令和2年10月

第36期静岡県社会教育委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 子供の貧困の現状と施策	
1 静岡県における子供等の貧困の現状.....	3
(1)子供の貧困の現状.....	3
(2)保護者の貧困の現状.....	6
2 子供の貧困問題に対する施策.....	10
(1)我が国における貧困問題に対する取組.....	10
(2)静岡県内の施策.....	13
第2章 子供の健やかな成長を支援する静岡県の福祉的な取組	
1 本委員会で取り上げた福祉的な取組.....	18
第3章 貧困問題に対する取組として期待できる静岡県の社会教育事業	
1 本委員会で取り上げた社会教育の取組と現状.....	26
第4章 社会教育の強みや可能性を子供の貧困問題に対する取組に生かす手立て	
1 社会教育を子供の貧困問題に対する取組に生かす3つの考え方.....	35
(1)互いに学び合う「相互教育性」.....	35
(2)すべての人が社会の構成員.....	35
(3)地域の人々のつながりをつくる役割.....	35
2 本委員会で考える取組のあり方.....	36
(1)教育行政と福祉行政のさらなる連携を願って.....	36
(2)本委員会で考える今後の取組や教育と福祉の連携の具体案.....	36
おわりに.....	44
卷末資料 第36期静岡県社会教育委員名簿..... 47	
第36期静岡県社会教育委員会審議経過の概要..... 48	

はじめに

平成 30 年 11 月より始まった第 36 期静岡県社会教育委員会は、県教育委員会より「社会教育と子供の貧困」に関する諮問を受けた。具体的には、「日本の子供の約 7 人に 1 人が平均的な所得水準の半分以下の生活を余儀なくされ、中でもひとり親家庭の貧困率は先進国の中でも最悪な水準だと言われている中、子供たちの未来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないようにしていくために、この問題に社会総がかりで取り組む必要がある。その中で、社会教育には、学び合いを仕掛けることにより、地域での課題を解決する人材を育み、地域主体の活動を生み出すという特徴があり、家庭教育支援や地域の教育力を生かした子供の居場所づくりや学習支援など子供の貧困対策を教育的効果を高めながら進める方策や可能性について意見をいただきたい。」ということであった。

この諮問に対し、第 36 期社会教育委員には、福祉分野にも見識のある学校教育、社会教育、家庭教育の関係者、学識経験者計 13 名が委嘱され、意見を取りまとめるために会議を開き、教育と福祉の両方の視点から協議を重ねた。貧困という福祉と関連が深い諮問に対し、教育関係者と福祉関係者が一堂に会して協議を進めることができたこと自体、非常に意義のある委員会であった。

その際、諮問に対する的確な協議を進める上で、子供の貧困をどのように捉えるかについては、幾度となく議論を行った。一般的に「貧困」と言った場合には経済的・物質的な困窮そのものだけを捉えがちであるが、たくさんの物に囲まれていなくてもそれを貧しいと思わず、心豊かに暮らしている人もあるれば、物質的に恵まれているように見える場合にも、何か物足りなさや困り感を抱いて暮らす人もいる。本委員会では、上記のようなことも含め、貧困について「相対的貧困」の考え方を重視した上で、経済的な貧困だけでなく、主にそこから派生する、健やかな成長を妨げると危惧される教育機会や様々な体験機会の貧しさも含めて子供の貧困を捉える中で、協議を進めた。

また、議論の中では、常に、どの年齢層に焦点を当てた議論とするかについても注意をむけ、若者世代や保護者への支援についても論じてきた。結果的には本報告書では、主に小・中学生から高校生世代への提言が中心となる傾向となった。なお、家庭教育における保護者の第一義的責任を考慮する社会教育においては、乳幼児期の子供に対する支援は保護者の支援に止まらざるを得ないことを付記しておく。また、本報告書においては「子供」の表記に統一したことをお断りしておく。

そして、2 年間の中での 12 回の議論で、諮問への意見を取りまとめるという限られた時間の中、まずは子供の貧困の現状を把握した上で、社会教育にできる

ことを検討してきた。現状把握にあたっては、福祉関係者の委員から現状を発表してもらったり、関係施設の見学を行ったりし、できる限り新しい状況の把握に努めたつもりである。しかしながら、報告書内の現状把握に関しては、福祉関係者の方々からすれば、あまりに不十分な印象であることも否めない内容であることは重々承知している。それでも協議の中で、各委員が我々に何ができるかを考える際においては、これらの現状把握は、子供たちが置かれている厳しい現実や福祉の実情を理解できるに足る内容であり、また社会教育ができるることを検討するにあたっては十分な内容であったと捉えている。今後、福祉と社会教育の連携が進められる中で、より一層子供の貧困の現状把握が進むことを期待したい。

このように、本報告書では、子供の貧困について不十分ながらも現状を把握した上で、社会教育にできることを現在行われていることも含め検討した結果をまとめたが、まずはこの報告書を社会教育関係者の方々に熟読頂き、これから社会教育のあり方を再検討いただければ幸いである。社会教育には、人々の学びをより深める役割があるが、それは、十分な教育機会提供をより充実させる部分と、不足している場合にはそれを補う補完的な部分の2つがあると捉えられる。我が国これまでの社会教育はどちらかと言えば前者に重点が置かれる傾向にあったかもしれないが、現代社会における教育システムを再考するにあたっては、後者の考え方も重要であり、また今回の諮問を検討する際にも有効な考え方と思われる。そういう社会教育のあり方を再考するためにも本報告書を十分読み込んで頂くことを期待する。なお、社会教育委員は、委員個人が教育委員会より委嘱を受け、諮問等に応じて意見を述べることを職務としている。その個人個人の委員の意見を尊重し報告書を作成した関係上、そこでは様々な角度からの意見を可能な限り列挙した。したがってその全てが委員会全体を代表する意見ではないことを、あらかじめお断りしておく。

本報告書が、最終的には、社会教育関係者のみならず、さらには、福祉関係者の皆様、この問題に関心をお持ちの県民の皆様にもお読み頂き、静岡県における子供たちのより健やかな成長に資することができれば幸いである。

第1章 子供の貧困の現状と施策

1 静岡県における子供等の貧困の現状

2019年国民生活基礎調査によると、子供の貧困率¹は13.5%と、日本の子供の約7人に1人が平均的な所得水準の半分以下の生活を余儀なくされている。中でも、ひとり親家庭の貧困率²は48.1%と、先進国の中でも高い水準だと言われている。静岡県においても、県独自の調査（令和元年）によると、全国と同水準の貧困を抱えた世帯が存在していると考えられる。

本委員会が諮問問題の「社会教育と子供の貧困」について協議する上で、まずもって子供やその保護者の貧困の現状を把握することは重要である。本委員会では、学校教育や社会教育等の教育分野や福祉分野の現場を知る各委員から、生活に困窮した家庭の子供や保護者の現状について報告があった。ここでは主に「静岡県子どもの生活アンケート」³の調査結果を基に、各委員からの意見も踏まえて、県内の子供や保護者の貧困の現状について整理する。

(1) 子供の貧困の現状

「静岡県子どもの生活アンケート調査報告書」（令和元年9月）によると、「国民生活基礎調査」（平成28年）における貧困区分を準用して区分した結果では、判定可能回答数2,987世帯のうち、貧困層に相当する世帯⁴は10.3%と報告されている。

ア 子供の健康・生活のこと

子供（小学5年生・中学2年生）を対象にした同アンケート調査結果では、貧困層に相当する世帯（以下、「貧困世帯」とする）と貧困層に相当しない世帯（以下、「非貧困世帯」とする）の間で回答割合に10%程度の差がみられた調査項目がいくつかあった。まずは、「健康のこと」と「生活のこと」の2項目を下表にまとめる。

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
健康のこと	就寝時間 決まった時間に寝る	65.5	74.8
	虫歯の状況 虫歯はない	63.5	72.5
生活のこと	朝食について 毎日食べる	74.9	87.6
	勉強や宿題をする (塾に行くことも含む) 1時間未満	58.6	49.5

調査結果より、貧困世帯の子供の方が非貧困世帯の子供よりも、健康・生活のことにおいて、規則的な生活習慣が身につけられていない傾向がみられた。また、基本的な学習習慣も身につけられていない傾向もみられた。

〈貧困の現状に関する意見〉

次に示す「・」は、本委員会で出された一部の意見を例示している。(以下、本節において同様)

- ・ 規則正しい生活を送るための家庭内教育が充実すると、肥満や病気などの子供の健康への不安が軽減するのではないか。また、子供の虫歯の被患率も下がるのではないか。
- ・ 経済的な余裕があれば、塾などの補習の機会が確保されたり自宅に落ち着いた学習環境を整えることができ、学力や学習時間が充足される。
- ・ 保護者が子供に対して良好な関わりをもつことができれば、家庭での規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけることができるのではないか。
- ・ 父子家庭において、父親が食事の準備や掃除など家事全般ができると、基本的な生活自体に困ることがなく、子供の成長や健康に問題が起こるリスクを減らせるのではないか。
- ・ 保護者が日々の生活に余裕を持つことができれば、子供への細やかな見守りや気配り、声掛けが十分にできるようになる。また、学習など学校生活に目を行き届かせることができるようになり、その子供の学力や体力を家庭で育成することができる。

イ 学校や勉強のこと・ふだん感じていること

アンケートの大きな調査項目である「学校や勉強のこと」と「ふだん感じていること」の2項目においても、貧困世帯と非貧困世帯の間で回答割合に10%程度の差がみられたものがあるので、下表にまとめる。

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
学校や勉強のこと	勉強の理解度	ほとんど又はだいたいわかる	58.5 70.2
	進学希望	高校卒業後に進学を希望する	43.1 60.1
ふだん感じていること	自己肯定感	自分は価値がある人間だと思う	52.6 63.7
	自己肯定感	自分は友だちに好かれている	71.1 80.1

調査結果から、貧困世帯の子供の方が非貧困世帯の子供よりも、学習内容を理解していると感じていない傾向があり、大学等に進学を希望する割合が

低い傾向がある。また、自己肯定感に関する回答割合が低くなっている。

〈貧困の現状に関する意見〉

- ・ 安定した学習環境や条件が整えば、学力を積み重ねることができ、学業不振に陥ることが少なくなる。それにより、学業不振に起因する不登校を回避することにつながる。
- ・ 家庭の経済的な面に対する支援が充実すれば、費用を気にすることなく、志望校の選択肢が広がり、高校進学することも可能となる。
- ・ 貧困世帯の子供の中には、自分の家庭状況をよく理解しているため、劣等感を抱きがちなこともあるが、様々な事情が解消されれば、そもそも貧困に対して劣等感を感じることなく、自分を表現できたり、自己肯定感が高くなる。
- ・ ひとり親家庭の子供の中には、人とつながる居場所が、良好な人間関係を築く土台作りの一助になることもある。結果として、登校に前向きになれるのではないか。

また、前述以外にも、委員からの子供の貧困を捉えた意見として幾つか挙がったので、以下に報告する。

〈貧困の現状に関する意見〉

- ・ 通学のための交通費や学校徴収金など、学業に必要な費用が用意できれば、経済的な問題への子供の不安が軽減し、安定した学校生活を送ることができる。
- ・ 必要な学用品が不自由なく揃えば、揃わないことに起因する登校渋りや不登校になりにくい。その他に、積立金が用意できれば、修学旅行などの学校行事に不自由なく参加することができる。
- ・ 家庭の経済的なことに大きな不安を抱くことがなくなれば、ユニフォームなどの必要な道具が購入でき、子供が安心して部活動などに取り組むことができる。
- ・ 必要な食事の確保ができれば、子供の身長や体重などについて、順調な発達を促すことができる。また、子供が病気になった場合、医療費の助成に加え、通院に必要な交通費が用意できると、受診できる場合がある。
- ・ 水道代やガス代等の生活費を工面できれば、入浴などが制限されることなく、衛生的な生活をすることができる。
- ・ 奨学金制度等の支援制度が広く普及すれば、経済的に苦心することなく学業に専念することができる。

(2) 保護者の貧困の現状

「静岡県子どもの生活アンケート調査報告書」（令和元年9月）によると、貧困世帯のうち、『ひとり親世帯』の割合は35.4%（「父子世帯」1.2%・「母子世帯」34.2%）であった。一方で、非貧困世帯における『ひとり親世帯』の割合は2.5%であった。

以上のように、県内において、『ひとり親世帯』は貧困層に相当する傾向が高いと言える。

ア 子どもとの関わりや習慣、子どもを取り巻く環境等

保護者の調査結果においても、貧困世帯と非貧困世帯の間で回答割合に10%程度の差がみられた調査項目がいくつかあった。主な項目のうち、2項目を下表にまとめる。

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
子どもとの 関わり、習慣	決まった時間に起床する	できていない	15.6 8.5
	決まった時間に就寝する	できていない	34.8 24.8
	毎日朝食を食べる	できていない	11.1 4.0
	習い事をしていますか	特にしていない	34.2 15.8
	お子さまの進学について どこまで希望するか	中学校・高等 学校卒業まで	39.6 21.2
子どもを取 り巻く環 境・子育ての 悩み	習い事（音楽・スポーツ・ 習字など）に通わせる	経済的にで きない	27.6 6.7
	学習塾に通わせる	経済的にで きない	36.6 11.4
	生活費が不足し、親族や金 融機関からお金を借りた	あった（過去 一年）	27.0 8.3

注1：回答内容『できていない』（「あまりできていない」+「できていない」）

注2：回答内容『あった』（「何度かあった」+「頻繁にあった」）

調査結果より、貧困世帯の保護者の方が非貧困世帯の保護者よりも、子供の基本的な生活習慣が身についていないと感じている傾向がある。また、経済的な問題により、習い事や学習塾に通わせることができないと回答する割合が高い。さらに、希望する子供の進学先では、高等学校卒業までを希望している保護者が多く、大学を含む高等教育への進学の難しさがうかがわれる。

〈貧困の現状に関する意見〉

- ・近年は、共働き家庭やひとり親家庭が一層増加し、保護者の生活様式や子供への関わりが大きく変化している。
- ・就労に関する問題も含めて保護者自身の生活にある程度の見通しが立てば、子供への关心がより高まる。さらに、時間的な余裕が生まれれば、子供の世話をできる。また、保護者が必要な教育を受けていれば、子供の学習を直接支援することも可能となる。
- ・ひとり親家庭には、朝から夜遅くまで仕事をしている保護者がいるが、祖父母世代と同居していたり、片付けや掃除などの家事に気を配ったりして、家の中を清潔な環境に保っている方もいる。
- ・保護者に対して、自身の学歴に関係なく、進学の方法等についてイメージを持つことができる支援があれば、子供に対する保護者の良好な働きかけが生じ、子供の進学意欲の向上や進路選択の幅が拡大する可能性がある。
- ・借金等を含む生活苦に対する相談体制や支援体制が充実していれば、現状より安心して生活を送れる家庭もある。

イ 保護者の悩みや不安

貧困世帯や非貧困世帯に関係なく、保護者は子育てに関する事やそれ以外の事など、何かしらの悩みや不安を抱えていることが多い。ところが、貧困世帯と非貧困世帯の間で回答割合に10%程度の差がみられた調査項目がいくつかあるため、下表にまとめる。

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
子どもについての悩みや不安について	子供に対するしつけや教育に自信が持てない	あてはまる	33.6 25.4
	子供の進学や受験のことなどが心配である	あてはまる	49.5 40.9
子どもに関すること以外での心配や悩み事	収入や家計・借金など	心配や悩み事がある	52.0 29.9
	住まいや生活環境	心配や悩み事がある	23.7 8.8
悩み事の相談相手	相談相手はいますか	いる	76.3 87.1

「子どもについての悩みや不安について」は、貧困世帯の保護者は非貧困世

帶の保護者に比べて、子供の教育やしつけに自信が持てない傾向があり、子供の進学や受験に対して心配する割合が高いことが分かる。収入や家計、住まいや生活環境に関する項目では、貧困世帯と非貧困世帯との間で、回答割合に大きな差が生じており、子供に関すること以外の心配や悩みを抱えている。その他にも、貧困世帯の保護者は多様な悩みを抱えている傾向が高いが、非貧困世帯に比べ、相談相手がいないと回答した割合が高いことが分かる。

〈貧困の現状に関する意見〉

- ・日々の生活に追われている保護者自身が、精神的にも経済的にも安定した生活を送れることが第一であり、この社会的課題は大きいと感じる。
- ・電気・ガス・水道などの料金滞納によりライフルайнを停止される家庭や家賃が長期にわたり支払えず、強制退去の申し立てをされるなどの現状がある。また、長期にわたり税金等が未納であり、再三の指導に応じない場合、給料が差し押さえられている家庭もある。
- ・学校生活の中では、全員制服や体操服を着ており、給食を食べているので、あまり貧困の状態が表面的にはわからない。たとえ制服や体操服が汚れていても、必ずしも貧困であるとは限らない。そのため、学校の職員は貧困の実感がない。
- ・学校現場では子供の貧困が見えにくい。また、所持品から貧困を判断することは難しく、地域の中でも子供の貧困が見えにくい。
- ・貧困家庭の保護者は、様々な理由により、学校行事（保護者会や三者面談）に参加することが難しい。また、学校の敷居が高く、学校に対する抵抗があり、教師を相談対象としにくい。
- ・関係機関に相談をする方の中には、これまでの行動を批判されるのではないかという恐怖をもっている方もいる。
- ・本当に大変な人たちは助けを求めようとしない。

ウ 各種支援・サービス

貧困世帯の現状を把握するうえで、公的な支援制度やサービスの利用状況等を知ることも重要であるため、主な調査項目を下表にまとめる。

調査項目		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
各種支援・サービスについて	生活困窮者自立支援制度	知らなかつた	19.2	7.6
子どもや子育てに関する支援施設の利用意向	こども食堂	利用意向あり	52.6	41.9
	食の支援	利用意向あり	48.0	30.1

調査結果によると、ほぼ全ての世帯が、児童手当⁵や生活保護⁶、放課後児童クラブ⁷など、公的な制度の内容等を理解している。しかし、貧困世帯の中には、上表に挙げた生活困窮者自立支援制度⁸や母子父子寡婦福祉資金貸付⁹等の様々な公的な支援制度を知らない保護者も、およそ2割弱いることが分かった。また、貧困世帯の保護者の約半数近くが、子ども食堂¹⁰やフードバンク¹¹等の食の支援を利用したいと考えている。

〈貧困の現状に関する意見〉

- ・ 貧困世帯の保護者に対して、困っていることを相談できる機関等をさらに周知し、必要な情報を届けることができれば、多くの家庭が社会的に孤立することを防ぐことができる。
- ・ 貧困世帯がどのようなコミュニティに居るのか、どのようなネットワークがあるかによって暮らしぶりが違ってくる。

2 子供の貧困問題に対する施策

(1) 我が国における貧困問題に対する取組

わが国における子供の貧困問題は、戦後整備された児童福祉の枠組みの中で、その中心課題として取り組まれてきたものである。昭和 22 年制定の「児童福祉法」では、「すべて児童¹² は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定されており、同法を基本として、児童福祉に関する様々な施策が実施されている。その他に、昭和 25 年に生活保護制度などを定めた「生活保護法」が、昭和 39 年には母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について定めた「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が制定され、児童福祉を含めて様々な社会福祉に関する施策が進められている。中でも、保護者のない児童や、貧困や虐待など保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護に関する施策は、重要な施策の 1 つである。社会的養護を要する児童に対しては、施設や里親¹³ など、様々な取組によって社会的に養育されている。その他にも、ひとり親家庭に関する施策等もある。これらの施策は、児童相談所¹⁴ や児童養護施設を含む児童福祉施設、その他関係機関等が互いに連携を図りながら推進されている。

児童相談所は、社会的養護も含め児童やその家庭などが抱く様々な悩み等に関する相談機関として在り、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を全般的に行ってきている。また、より地域に密着した相談・支援機関である児童家庭支援センターにおいても、子育て等に関する相談対応はもちろん、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について指導をしている。その他、さらに身近な相談・支援体制として、居住する地区には民生委員・児童委員がいる。その地区の児童や妊産婦、母子家庭等の状況を家庭訪問や地域での情報収集などにより把握し関係機関につなげたり、相談者のニーズに応じた福祉等の情報提供や支援が必要な方の様々な相談・支援に応じたりしている。

相談体制とは異なるが、地域の子育て支援として古くから存在する組織として、子ども会の存在も大きい。子ども会は、子供の心身の健全育成を図るために各地区に組織された団体であり、学校や家庭では実施することが比較的難しい様々な社会体験活動を経験させることができる。それ以外にも、行政や地域住民による子供やその家庭に関する様々な支援体制が構築されている。

我が国では、従前より児童福祉に関する支援は各機関により取り組まれてきた。しかし、昭和 60 年から平成 21 年までの国民生活基礎調査によると、子供の貧困率が少しずつ上昇している傾向が見られた。また、経済協力開発機構が 2000 年代半ばまで公表していた相対的貧困率を加盟国で比較すると、日本は相対的貧困率が高く、特にひとり親世帯の相対的貧困率も非常に高い傾向が見

られた。これらの調査結果が示すとおり、近年、子供の貧困がさらに深刻化していることがうかがえる。

平成 20 年代になると、子供の貧困問題に対する取組をより一層総合的に取り組むことが求められるようになり、新たな貧困に関する法律の整備が進められた。

ア 国の法律・計画

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌 26 年 1 月に施行された。さらに、令和元年 6 月に同法が一部改正され、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。

この「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、平成 26 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。さらに、同大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うために設置された「子供の貧困対策に関する有識者会議」(平成 27 年 8 月設置)における議論等を踏まえ、令和元年 11 月 29 日に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。新たな大綱の策定の目的として、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があること、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があることが示されている。

時期を同じくして、近年の社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となった。そこで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)が平成 26 年 12 月に成立し、翌 27 年 4 月に施行された。

イ 国の重点施策

国においては、貧困問題に対する取組を目的とした施策は数多くあるが、ここでは、令和元年11月に示された「子供の貧困対策に関する大綱」にある「第4 指標の改善に向けた重点施策」を取り上げる。この重点施策は、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援の4つの視点でまとめられているのが特徴である。

・教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)やスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援
児童養護施設等の子供への学習・進学支援、外国人児童生徒等への支援
- 生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等
地域学校協働活動における学習支援等、生活困窮世帯等への学習支援

・生活の支援

- 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
- 保護者の生活支援
生活困窮家庭の親に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進、保育等の確保、保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援
生活困窮世帯等の子供への生活支援、社会的養育が必要な子供への生活支援
- 子供の就労支援
生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援、高校中退者等への支援、児童福祉施設入所児童等への就労支援、子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

児童家庭支援センターの相談機能の強化、社会的養護の体制整備、市町村等の体制強化、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質向上

・保護者に対する就労の支援

○職業生活の安定と向上のための支援

所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

○ひとり親への就労支援

資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

○ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

就労機会の確保・学び直しの支援・非正規雇用から正規雇用への転換

・経済的支援

○児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

○養育費の決め支援など、養育費の確保の推進

○教育費負担の軽減

(2) 静岡県内の施策

静岡県や各市町では、それぞれにおいて児童福祉に関する様々な施策・具体的な取組が実施され、全ての子供の成長を支えてきた。

県は、県内の児童福祉に関して様々な責務があり、その中には児童福祉法に基づく児童相談所の設置がある。同節の(1)で述べたように、児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、主に子供に関する家庭その他からの専門性の高い相談に応じ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行っている。その他に、県は児童養護施設をはじめ多くの社会的養護の施設を所管し、養護が必要と認められた乳幼児や児童等に安定した生活環境を整え、自立の支援を行っている。また、里親制度の運用を担い、里親への支援や里親の新規開拓等に取り組んでいる。

市町も、県と同様に児童福祉に関して様々な業務を担っている。市町は地域住民にとって身近な存在であり、乳幼児期から様々な面で子供の成長を支援している。例えば、乳幼児健診や定期予防接種の実施、保健指導など母子保健に関する事業もその1つである。その他には、市町の庁舎内や地域の子育て支援センター等に相談窓口を設け、電話や面談により子育てに関する相談に直接応じたり、必要に応じて訪問相談をしたりと、住民に寄り添った支援をしている。

また、生活に困窮する世帯の支援として、その世帯の子供を対象とした学習支援、生活保護等の相談業務、義務教育の就学援助やひとり親家庭への児童扶養手当など各種支援の手続き等も市町が担っている。

さらに近年は、県において子供の貧困問題に対する取組を含む子育て支援に関する計画が策定され、様々な施策・具体的な取組が推進されている。また、市町においても、子供の貧困問題に対する取組に関連した施策が推進され、多くの事業に取り組んでいるところもある。ここでは、それらについて報告する。

ア 静岡県における施策

静岡県は、未来を担う子供たちとその子供を健やかに育てようとする全ての人を社会全体で支援していくため、「子育ては尊い仕事」を基本理念とした「第2期ふじさんっこ応援プラン」（令和2年3月）を策定している。このプランは、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく「静岡県子どもの貧困対策計画」の性格を有しており、子供の貧困問題に対する取組を充実させるために様々な施策が盛り込まれている。同プラン策定の背景として、本県から若い世代の転出超過が続いていること、県内の出生数が年々減少しているなど少子化をめぐる状況が厳しく、子供と家庭を取り巻く環境に関して支援の充実や改善が求められていることがある。以下に、同プランで挙げられた具体的な取組であり、本委員会で取り上げた生活困窮世帯等への学習支援や保護者の自立支援について報告する。

まず、生活困窮世帯への学習支援について、「ふじのくに型学びの心育成支援事業」（地域福祉課）を紹介する。この事業は、困窮に起因する社会的経験、文化的資源の不足、生活習慣の乱れ、学力不振、自尊心低下など様々な問題を抱えた県内郡部の生活困窮世帯の小中学生から高校生世代の子供たちに対して、将来に夢や希望を持ち、自立につながる支援を強化して、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に行う支援である。個々の課題に即した個別支援、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた学びの場を提供し、子供たちの自立促進を支えるものである。具体的な内容としては、小・中学生に対しては、教員OBや学習塾経験者等が学習支援（通所型・合宿型）を実施する。時には、社会的経験の不足を補うために、七夕やクリスマスなど季節の行事を導入している場合もある。高校生世代（高校中退者等も対象）に対しては、勉強だけではなくて将来に向けた自分のなりたい像を醸成するキャリア形成支援を実施している。どの活動においても、「安心して参加できる場であること」、「様々な人と会うこと」、「小さな成功体験を味わうこと」を大切に実施している。この事業は、単なる学習支援だけではなく、生活習慣の改善や社会的経験の蓄積など、自

立した生活に必要な支援も受けられることが特徴である。

次に、保護者を含む生活に困窮した人に対する就労支援や自立に関する相談支援（地域福祉課）を紹介する。県が取り組む「生活困窮者自立支援事業」にはいくつかあり、その中には「自立相談支援事業」がある。離職等で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人に對して、就労支援や自立に関する相談支援の充実を目的としている。県内の福祉事務所、または県や市が委託した各市町の社会福祉協議会や民間団体が相談窓口となっている。この事業により、今まで十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、生活と就労に関する支援員が包括的な相談を行い、その人に応じた自立のプランを作成・支援を行っている。この事業は生活に困窮した人を対象としているが、対象が子供をもつ保護者であれば、結果的には子供の貧困問題に対する取組に直結すると考えられる。また、保護者の多くは、就労等に不安や悩みを抱えていることが多く、相談支援の充実により、保護者の精神的な安定が子供の心の安定につながると思われる。

最後に、「子どもの居場所づくり応援事業」（こども家庭課）について紹介する。「子どもの貧困対策に関する大綱」の重要施策の中でも、居場所づくりの推進が挙げられている。学習支援や食事の提供などを行う子供の居場所づくりは、孤立の解消、人や社会と関わる力の育成など、子供の貧困問題に対して効果的な取組とされている。そこで、こうした取組を推進するために、居場所づくりの実践者や担い手、その支援者を対象に、直接訪問や相談会を通して知識や経験を積んだアドバイザーから助言・相談支援、関係者のネットワークづくり等を目的とした研修会の開催、居場所に食材や場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等（サポーター）を募集し、居場所とのマッチングなどを実施している。また、地域のNPO、地域づくり団体、JA等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ、新規の担い手の開拓を進めている。こうした取組により、多くの地域で居場所がつくられ、様々な困難を抱えた子供たちを支えることができると思われる。そして、このような地域の中で食事や遊び、学習支援など誰でも自由に利用できる機会が増えれば、今まで見えづらかった貧困等を抱えた子供に気づくことができると考えられる。しかし、課題も多く、子どもの居場所は1校区に1箇所が理想だが、実践者や担い手、ボランティア等の確保が難しく、現状は人材が不足している。また、地域によっては、居場所の意義等について、情報提供の不足などにより一般の理解や協力が得られていない場合もある。

イ 市町における取組

県内市町で取り組んでいる子供の貧困問題に対する施策のうち、本委員会では、掛川市の施策体系と静岡市のスクールソーシャルワーカーの取組が事例発表されたので、一例として報告する。

・掛川市の取組

【趣旨】

子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖する様子がないように、掛川市の全ての子供に、心豊かな生活と充実した学びを保障することを目的としている。

【対象】

- ・掛川市に住む全ての子供が対象

【支援内容】

- ・「学習の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的な支援」、「市民総ぐるみの支援」の5つを重点施策に位置づけ、充実を図る。

【実施形態】

- ・関係課が連携を十分に図って施策を展開し、貧困世帯の子供や保護者に対して、学習支援や就労支援、経済的支援など必要な支援を実施している。
- ・地域、園・学校、市民団体、企業など市民総ぐるみで、園・学校と地域をプラットフォームとして総合的な子供の貧困問題に対する取組を実施している。
- ・子供の貧困問題に対する取組を主に所管する担当課に、社会福祉士の資格を有したコーディネーターを1名配置し、貧困世帯等を対象に制度等の支援の説明や実際の支援を実施している。
- ・上記コーディネーターが、園・学校等を訪問して貧困世帯の情報収集を行い、必要に応じて関係機関の職員とともに、戸別訪問を実施して支援につなげている。
- ・「掛川市子どもの貧困早期発見対応ガイド」を作成し、多くの市民が子供の貧困問題を知り、市民総ぐるみの支援をする啓発活動を実施している。

【今後の方向性】

社会教育所管課が、子供の貧困問題に対し、具体的にどのように関わっていくのか検討する必要がある。また、関係課においても、計画を具体的な取組として展開するには、予算や人材など幾つかの問題を抱えており、支援の実施については、幾つかの課題を解決する必要がある。さらに、関

係課で実施する貧困問題に対する取組において、目的や内容が重複する部分がないか、連携を十分に図ることができれば、より効果の高い取組になると考えられる。

・静岡市の取組

子供の貧困問題は教育と福祉にまたがる課題であるため、どの部局が改革を担当し、また多忙な学校現場とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）がどう連携していくべきのか、模索段階にある自治体も多い。静岡市の強みは、オーソドックスともいえる子供の貧困対策に丁寧に取り組んでいる点にこそあり、基礎自治体が子供の貧困対策への取組水準を上げる仕組みづくりとして、市役所の部局内連携、学校現場とSSWの連携、および子供の貧困対策において重要な役割となる「学校のプラットフォーム化」における手法が見出せる。

具体的には、①市役所内の部局間連携会議（三局連携会議）の設置と総合教育会議による子供の貧困対策の推進、②学校の課題発見・共有能力の向上、③SSWの職務の「見える化」、の3点が特徴として指摘できる。

静岡市における部局間連携は、子ども未来局・子ども家庭課を主管部局としつつも、教育委員会側からも子ども未来局・子ども家庭課や保健福祉長寿局・福祉総務課への連携要望が出されるなど、主管部局からの一方向的な連携ではなく、関連部局相互の課題共有や改善への取組等へと進展しつつある。

また、学校のプラットフォーム化とは、教職員が貧困家庭の子供・保護者の支援をSSWに全権委任することではない。静岡市では、教職員が課題発見能力を向上し、教職員同士やSSW、外部機関との課題共有と連携向上させることを重視した様々な取組を行っている。さらに貧困家庭の子供・保護者の潜在的なニーズを教職員との連携のもと発見し、生活支援や学習支援のサービスに繋ぐ際のSSWの役割を明確化するなどの職務の「見える化」と制度設計の工夫を行い、学校プラットフォーム化の中軸となる、学校内外での子供の状況を関係者（教職員、地域住民、外部機関、行政等）がそろって共有する意識づくりを行っている。

行政職員、教職員、SSWや地域住民など子供とかかわる大人たちが、まず子供や家庭の課題に「きづく」こと、そして子供や保護者と「つながる」だけではなく支援側の大人たちも「つながる」こと、そしてそのつながりを通じて、子供や時には保護者を「はぐくむ」ことこそが、子供たちにとってより良い現在と未来につながっていくための学校プラットフォーム化の仕組みづくりであるとともに、子供の貧困対策において重要であることを静岡市の取り組みは基礎自治体に必要な課題として提起している。

第2章 子供の健やかな成長を支援する静岡県の福祉的な取組

1 本委員会で取り上げた福祉的な取組

近年、前述の「子どもの貧困対策に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」の制定により、貧困問題に対する施策が広く展開されている。本委員会でも、県内の児童福祉施設や各種民間団体等が実践している子供やその家庭への貧困問題に対する取組について現状報告を受け、それらについて協議を行った。本章では、本委員会で取り上げた事例や県内で実践されている特徴的な事例について報告する。

① 児童養護施設の取組

児童養護施設は、児童福祉法第41条の規定に基づき、乳児を除いて保護者のない児童、虐待されている児童、貧困等その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

本委員会では、児童養護施設の取組や実情等を知るために、焼津市にある児童養護施設「春風寮」を視察した。同施設は、社会福祉法人春風寮が運営する施設で、県内20か所（地域小規模児童養護施設を含む）ある児童養護施設の一つである。施設内には児童家庭支援センター「はるかぜ」を設置している。

同施設は「一人ひとりのこどもが、将来、自立した社会人として成長できるように見守り、支援していく」ことを使命として、入所する児童を支えている。また、退所後も相談を受けたり、令和元年度は「退院生の集い」を開催したりと、退所後の支援も行っている。さらに、近隣の大学と連携し、一部の大学生が児童と関わりを持ったり、地域のボランティアから運営の協力を得たりして、施設を運営している。

この他、児童の社会性を広げることも視野に入れ、多くの人々と関わり合うことを大事にして様々な支援に取り組んでいる。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、児童、母子家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所との連携・連絡調整などを総合的に行うこととした機関である。

主な事業としては、一般住民に対する電話相談や訪問相談等の実施や要保護性がある児童や施設を退所後間もない児童など、継続的な指導が必要な児

童について児童相談所からの委託を受け指導を実施している。また、里親やファミリーホーム¹⁵への支援や迅速かつ充実した支援を実現するために関係機関との連携・連絡調整を行っている。

県内には、指定都市の浜松市に1か所と県が委託した恵明学園児童家庭支援センター・スマイル（三島市）、誠信会児童家庭支援センター「パラソル」（富士市）、児童家庭支援センターはるかぜ（焼津市）の3か所がある。電話相談や来所相談、訪問相談を実施し、主にしつけなど子育てに関する相談内容を中心に、3か所合計で年間1,000件を超える案件数の相談が寄せられている。中には、虐待などによる社会的養護に関連する内容の相談もある。相談には、専門職員が対応し、地域に密着した児童および家庭支援の充実を図っている。

次に、本委員会で視察した児童家庭支援センター「はるかぜ」について報告する。

「はるかぜ」は、児童福祉法改正及び平成10年に示された「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、平成25年4月に設置された。同センターには、ソーシャルワーカーや心理療法士が常勤し、地域・家庭からの子育ての悩みや不安に寄り添った相談を主な業務として実施している。あらゆる相談に対応するため、必要に応じて学校や児童相談所、行政機関と連携を図っている。また、専門性の高い職員が常勤しているため、乳幼児健診への職員派遣など近隣市町への支援や、近隣市町が実施する「子育て短期支援事業」と連携し、家庭を支援している。さらに、同センターは里親支援機関としても重要な役割を果たし、近年家庭的養育の重要性が増している状況下で、それを担う里親の育成支援やフォローを行っている。その他には、児童養護施設退所（措置解除）者や里親家庭での措置委託解除された者に対し、退所先施設や元里親、就労先と連携し、継続支援計画を作成し、見守り等の支援も行っている。

③ 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会（以下、「社協」とする）は、社会福祉法上、地域福祉の推進を目的とする団体として明記され、高齢者や障害者、生活困窮者等を含む全ての住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざす団体である。

中でも、静岡県社協は、県域における民間福祉活動の中核的な団体である。主要事業は多岐にわたるが、低所得世帯等の方々に必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付事業、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援する生活困窮者自立支援事業、看護師等の資格を取得しその資格を利用し

就労自立を目指す一人親について必要な資金の貸付を行うひとり親家庭の自立支援事業等を行っている。

市町やその地区ごとに、地域により密着した支援を行う社協が存在する。地域によって活動は様々であるが、子育て支援として、未就学児ならば誰でも参加が可能な読み聞かせや遊びを行う子育てサロンを開設したり、地域によっては学童保育(放課後児童クラブ)の運営を委託されている社協もある。また、前述の生活困窮者自立支援事業の一事業である子供の学習支援が実施されている地域もある。生活困窮世帯等の子供を対象に、学びの場を提供し教育相談や学習支援等を行うことで高等学校などへの進学を促進し、子供の自立を図っている。昨今は、地区によっては社協事務所に自宅等で余っている食料品を寄付するフードドライブを設置しているところもある。

④ 民生委員・児童委員の取組

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者である。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

民生委員は児童委員を兼ねており、その地区の住民は誰でも相談することができる。中でも、ひとり親世帯や生活に困窮している世帯など地域において援助を必要としている者を支援し、また、生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の窓口機関と住民とのパイプ役を果たすなど、地域福祉の推進者として大きな役割を担っている。

⑤ スクールソーシャルワーカーの取組

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」とする。)とは、教育委員会・学校等に配置され、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、教育相談体制を整備する者である。

一般的にSSWは、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉に関する専門的な資格を有する者から、都道府県や指定都市などが選考し、認定している。

SSWの主な業務内容としては以下の点が挙げられる。

- (ア) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (オ) 教職員等への研修活動

SSWは、上記のような定義ではあるが、その取組についてはより多面的な役割が期待されている。¹⁶

⑥ 複合的支援を実践する民間団体の取組

近年、NPO法人をはじめとする様々な民間団体が、貧困等を抱えた子供も含め全ての子供に対して、放課後の居場所づくりを実践している。公共施設や民間施設を活動の場として、学習支援を運営する団体や子ども食堂を運営する団体、遊びの場(プレーパーク)を運営する団体など、県内にも数多くの団体が子どもの居場所を提供している。

ここでは、その中でも、本委員会で事例紹介があった様々な機能を複合的に併せ持つ県内の民間団体を報告する。

「てのひら」の取組

一般社団法人てのひらは、その母体となる「独立型社会福祉士事務所 子どもと家族の相談室 寺子屋お～ぶん・どあ」の30年有余の実践を土台として、平成24年度より自主事業として『『子ども・若者・女性の貧困』対策 & 『家族の機能不全化・貧困の世代間連鎖』予防事業』を始めた。その後、静岡市に対して具体的な実践内容の提示を行いつつ様々なソーシャルアクション(行政の既存の制度・サービスの拡充と新たな制度・サービスの創出のための働きかけ)を展開し、行政との連携のもと、平成27年度より始まった静岡市による子供の貧困対策のための新規予算事業化の実現に寄与した。

活動に際しては、①要保護児童対策地域協議会の現状を踏まえたうえでの、福祉・教育・心理・司法・医療・保健・地域等の領域の公民の関係機関・団体等との連携によるソーシャルサポート・ネットワーク作り、②地域における「予防的・長期的・包括的な子ども家庭支援」体制作りによる親子関係の再構築と家族の再統合、③プラットフォームとしての役割をもつ学校への支援と連携、を通して地域における新たな社会資源作りを行うことを問題意識として取り組んでいる。こうした取組は、文部科学省の「地域政策等に関する調査研究～地域振興に有効な教育実践の実態把握とその普及方策に関する実践研究～」(平成27～28年度)において、全国での4つの先駆的実践の一つとして取り上げられた。

事業内容は、静岡市の委託事業と自主事業によって構成されている。委託事業としては、①子ども未来局・子ども家庭課の「静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援業務」、②保健福祉長寿局・福祉総務課の「静岡市生活困窮者子どもの学習意欲向上事業」を受託している。①②ともに子供への支援のみならず、子供が有する課題の根底にある家庭環境を視野に入れて、保護者・家族全体を包括的に支援するためのソーシャルワークに基づく支援を、高校生・大学生・地域住民等のボランティアの参画のもと行っている。

自主事業としては、①休日、夜間の緊急対応も含めた徹底したアウトリーチ（当事者の生活場所に出向く）による日常生活支援、②虐待等により家庭、学校、地域コミュニティから孤立・排除され、生活場所を失った若年の若者のための緊急一時保護シェルター「ヘポの家」の運営、③高校生世代以降の若者のための居場所「ダレンの家」の運営等を行っている。これらは児童相談所等の公的機関では対応できないニーズを補うためのものであり、公民の関係機関との連携のもと行っており、県内では他に見られない取組となっている。

「てのひら」の取組は、①子供の貧困対策においては、支援サービスが行き届いていない、より困難な生活状況・課題を抱えている、自ら支援を求めてこないなどといった、地域の中で「SOSの声」をあげることができずに潜在している当事者といかに出逢い、つながるかが重要であること、②そのためにはアウトリーチするための工夫が必要であること、③専門職のみならず、学校・教職員、行政、地域住民等の様々な立場の機関や個人が連携・協働して、社会的に孤立無援な状況に置かれている当事者に「社会的居場所」（安心してありのままの自分を表現でき、受け入れてくれる関係と場・意味ある他者との出会いが保障される場）を提供していくための取組が必要であることなどの課題を提起している。

「ゆめ・まち・ねっと」の取組

どんな家庭の子供・若者にも、地域の遊び場と居場所を提供しようと、富士市を拠点に活動をしている。子供たちの自由な遊び場「冒険遊び場「たごっこパーク」」や旧東海道沿いの空き店舗を活用した「子どものたまり場・大人のだべり場「おもしろ荘」」等を開設し、子供たちの居場所づくりや大人の交流の場の提供など、複合的に事業に取り組んでいる。これらの事業の大きな特徴は、遊び場や子ども食堂に関して、子供・若者の参加費無料・保護者等の申し込み不要としている点である。

「たごっこパーク」は、主催者が用意するイベントやプログラムは一切な

い。子供たちが自由に主体的に遊ぶことをねらいとしている。また、そのことで、重度の障害がある子も非行傾向のある子も参加しやすくなっている。概ね隔週の土日に開催し、活動場所は「おもしろ荘」近くの都市公園と隣を流れる河川を利活用している。遊びの内容は、多岐にわたる。川遊び、ドラム缶風呂、木登り、焚き火、泥遊び、廃材工作等である。

商店街の一角を活用した「おもしろ荘」では、子供・若者の居場所として、毎週月曜日～木曜日に「まちなか保健室」を、毎週金曜日に「0円こども食堂」を開催している。また、大人の交流の場として「子育て勉強会ワシコインゼミ」を開催している。放課後の子供たちは、ボードゲームや卓球を楽しんだり、子供同士や大人とのおしゃべりを楽しんだり、居心地良く過ごしている。その他にも、子供からの要望があれば、学習支援を行うこともある。そして、「おもしろ荘」では宿題やお手伝いを促されることがない。不登校の子も障害のある子も参加しやすいようにという配慮からである。

「ゆめ・まち・ねっと」の活動は、多くの人的・物的支援に支えられている。行政からの補助金や民間の助成金より、活動に共感する方々からの寄付金が大きな収入源になっている。「こども食堂」への食材提供をはじめとする物的支援や地域の方のボランティアにも支えられる。また、活動に子供時代から参加し、現在は若者となった人たちの存在は大きい。若者自身にとつての変わらぬ居場所であると同時に、活動に参加する子供たちと一緒に活動し、手伝いをして支える貴重な存在となっている。

参加費無料・保護者の申込不要という方針で事業を展開することにより、貧困家庭等に暮らす子供・若者を含め、誰もが参加できる体制を整えている。また、宿題等の学習活動を参加条件にしないことで、様々な子供・若者に配慮した体制になっている。しかし、平日放課後開催の「まちなか保健室」や「0円こども食堂」の活動には、学校が定めるルールにより、出会える子供たちが限定されてしまっているという課題がある。多くの小・中学校（地区）には、児童生徒の下校時の安全確保のため、注意事項や帰宅時間など放課後の行動等を定めたルールがある。このルールが子供の福祉という視点から弹力的に運用されるようになれば、より多くの生きづらさを抱えた子供・若者に出会える機会が創出される。また、学校教育がこのような居場所の必要性や大切さを理解し、子供の発達に関して、5年、10年先を見通しながら、今まで以上に福祉や医療と連携し、地域の居場所活動と支援の役割分担ができれば、公的セーフティーネットからこぼれ落ちることなく、救われる子供・若者が増えると考えられる。

さらに本委員会は、子供の貧困に関する協議を進めていくうちに、子供への

支援と同じく、若者世代や保護者への支援も重要と考えた。特に、義務教育等を終えた若者世代への生活支援や就労支援、生活に困窮している傾向が強いひとり親家庭への支援が、直接もしくは間接的に貧困を抱えた子供への支援につながると考えた。そこで、以下に若者への就労支援とひとり親家庭への支援に取り組む団体を報告する。

⑦ 若者への就労支援団体の取組

貧困からの脱出を支え、貧困の連鎖を断ち切るために、就労を通じて、社会的孤立を軽減することが重要である。県内には、幾つかの就労支援団体があるが、就労先に定着できなかったり、就労することに不安がある若者への支援を行う主なNPO法人として「青少年就労支援ネットワーク静岡」がある。同法人は、静岡県内の働きたいけれども働けない全ての人に対して、一般市民が地域のボランティアとして地域の若者の一人一人に寄り添い、働き続けることを支える「静岡方式」と呼ばれる伴走型の就労支援を行っている。伴走型の就労支援につなげるために、同法人は、専門職も配置して、15歳以上の若者を対象とする地域若者サポートステーション事業を県内2か所で厚生労働省から受託するほか、年齢を問わず生活が困窮している人々を支援する事業を県や複数の市から受託している。

次に、若者を含む生活困窮者への支援に取り組む浜松市の民間企業の事例について発表があったので、ここで報告する。

この企業は、自治体から委託され、ホームレス及びホームレスになるおそれのある生活困窮者に対して、一時的に保護し、その他自立に必要な支援を行う。いわゆる緊急一時保護事業を行っている。

この事業は、生活困窮者のうち、福祉事務所長が保護の緊急性や必要性を認めた者を対象とし、保護された者に宿泊施設と食事の提供を、一定期間行う。そして、この企業は、支援期間の終了後も、宿泊施設やその企業での就労の機会を提供し、自立支援を行う場合もある。このように民間企業が、緊急一時保護事業を委託されることで、定職に就いていない生活困窮者のニーズと企業側のニーズがマッチすれば就労支援に直接つなげることができる。

⑧ ひとり親家庭支援団体の取組

前章で報告したとおり、県内のひとり親家庭の貧困率は非常に高い割合である。つまり、ひとり親家庭への支援は、貧困問題に対する重要な取組であると言える。

県内の主な支援団体として、公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会（以下、「連合会」とする）が挙げられる。連合会では、ひとり親サポートセンタ

ー（母子家庭等就業・自立支援センター）の運営を、県・静岡市・浜松市から委託され、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭及び寡婦）が安心して暮らしていくように情報提供や、ひとり親家庭の健全育成の活動を行っている。また、ひとり親家庭日常生活支援事業を実施しており、修学や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行っている。連合会の他に、県内のひとり親家庭支援団体として、「ひとり親でも安心して暮らせる社会」を目指して活動する「Single Parent 101」があり、ひとり親家庭への食品提供等の支援を行っている。

第3章 貧困問題に対する取組として期待できる静岡県の社会教育事業

1 本委員会で取り上げた社会教育の取組と現状

第2期ふじさんっこ応援プランの基本目標の1つに、虐待や貧困等により社会的な支援を必要とする子供やその家族に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、「すべての子どもが大切にされる社会の実現」が掲げられている。目標達成のためには、家庭、地域、市町や県が相互に連携して様々な具体的な貧困問題に対する取組を進めていくことが重要であり、プランには県社会教育課が所管している取組（下表）も挙げられ、現在推進されている。

重点項目	具体的な取組	社会教育分野 関連事業名	
(1) 教育 の支援	ア 「学校」 を窓口にした 学習と生活の 支援	地域全体で子どもを育む活動を行 う地域学校協働本部による授業の 学習補助等の推進	地域学校協働 活動推進事業
		子育て経験者や教員OB等から成 る家庭教育支援チームによる保護 者の相談対応や学びの機会の提供	家庭教育支援 事業
		子どもやその家族等に支援機関を 紹介するリーフレット「ふじのく にマップ」の活用	青少年対策総 合推進事業
		困難を抱える子どもやその家族に 対する支援機関等との連携による 合同相談会の開催	青少年対策総 合推進事業
(2) 生活 の安定に 資するた めの支援	イ 地域にお ける学習支援	地域の教育力を活用した放課後等 における学習支援の推進	「しづおか寺 子屋」推進事 業
	イ 子どもの 居場所づくり	子どもに安全・安心な居場所を提 供する放課後子供教室を実施する 市町への助成	放課後子供教 室
		教育委員会と健康福祉部が協力し た、放課後児童クラブと放課後子 供教室との連携促進	放課後児童ク ラブと放課後 子供教室との 連携

① 地域学校協働活動

【趣旨】

社会総がかりで子供たちの学びや成長を支えるために、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画して行う様々な活動である。地域による学校の「支援」から、地域と学校双方の「連携・協働」を推進し、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域学校協働活動を実施する。

【対象】

- 当該する学校に通学する全ての児童生徒

【実施内容】

- 授業補助や学校行事等の運営補助、学校周辺環境整備等の学校支援から地域行事の参画や防災学習等の地域づくりまで、実施する内容は多岐にわたる。

【実施形態】

- 活動に関わる者は、地域の大人、学生、NPO、民間企業や各種機関等の地域住民や団体となる。
- 地域学校協働活動推進委員等の地域と学校をつなぐ役割のコーディネーターが学校運営協議会に参画し、学校の教育活動の一助になるような活動を模索して、地域と学校の連携協働を図り実施する。

【効果】

- 地域住民や団体による学校運営の補助により、学習や学校に対して子供の意識が肯定的に変化し、学校での学習や生活に前向きに取り組むことにつながる。
- 支援者による授業補助や学校行事の補助により、教員が子供と向き合える時間が増加し、日常生活において様々な困難を抱えた子供に対してもきめ細かな学習・生活指導が可能になる。

【課題】

- 地域学校協働本部を設置している学校は年々増加している（参考：R元年度 小学校 52.8% 中学校 43.1%）が、以下のような課題がある。
- 地域と学校をつなぐコーディネーターとして役割を果たす人材の育成や地域住民等の子供又は学校に関わる支援者の人材確保が課題である。
- 事業費予算の確保を含め、様々な活動が組織的・継続的に推進されるための持続可能な体制づくりが必要である。

【本委員会で発表された事例】

－ 袋井市立北小学校「ともえサポートーズ」の例 －

〈実施内容〉

- ・ 学校や地域のニーズに応え、外国につながりを持つ児童やその保護者に対して、市と協力して日本語教室等の支援を実施している。
- ・ 日頃から、登下校時の交通安全ボランティアから家庭科におけるミシンの授業補助、参観会や学校行事の際の駐車場への誘導を含む交通整理や校内外の見回り等を行っている。長期休業時には、校内外の整理整頓や施設の修繕、庭木の剪定や草刈りなど、学校側の依頼に応じて幅広く活動を進めてきた。会員は、学校の教育活動を地域の力で支えるとともに、地域の宝である子供たちや保護者を応援したいと活動に励んでいる。同時に、活動自体が会員相互の親睦やそれぞれのやりがいにも通じ、また自身の心身の健康維持に寄与している。

〈特徴〉

- ・ 「できる人ができるときにできることを」を合言葉に、支援者は自分の得意な分野で活動に参加している。
- ・ 日本語力が乏しい外国につながりがある児童の支援を行っている。学校と地域が密に連携しているからこそ、学校の教育課程では実施が難しい「地域の実情に合わせた支援」ができ、外国籍児童の将来の貧困の予防につながる。

② 家庭教育支援

【趣旨】

近年、社会の急速な変化により家庭や地域の環境が変化している。仕事で忙しい家庭や、悩みを抱え孤立しがちな家庭等、様々な課題を抱えた家庭があり、いじめや不登校、児童虐待の増加といった問題の複雑化、多様化によって、これまでの家庭教育をそのまま進めることができない家庭が多くなっている。そこで、全ての保護者が安心して家庭教育が行えるよう、社会総がかりで家庭教育支援に取り組む。

【対象】

- ・ 家庭内で子供に対して教育を行う親やこれに準ずる人

【実施内容】

- ・ 身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員が、保護者等への学習機会の提供や相談対応、保護者の居場所づくり等の家庭教育支援活動を実施する。

【実施形態】

- ・県内各市町に、家庭教育支援員、保健師、スクールカウンセラー、市町行政担当者等で構成する家庭教育支援チームの組織化を行う。
- ・「集い つながり 学ぶ」を基本方針として、家庭教育支援員が、学校等との連携を図りながら、小中学校の保護者会や家庭教育学級において、県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した交流会型家庭教育講座を実施するなど、地域に応じた支援を行う。
- ・県ホームページ家庭教育支援情報サイト「つながるネット」を通じて、家庭教育支援に関する情報を提供する。
- ・働く親を支援するため、企業等を訪問し、「家庭の日」設定等の協力を求め（家庭教育応援企業宣言）、家庭教育への意識を高めるとともに、企業内家庭教育講座を実施し、講師を派遣する。

【効果】

- ・家庭教育支援員がファシリテーターとなって、保護者同士がグループワークを行い、同じような悩みを共有することでつながりを生むことができる。
- ・活動の様子から、より深い困り感のある保護者がいるようであれば、家庭教育支援員が福祉分野を含む様々な専門的な相談機関につなげることができる。
- ・入学説明会や授業参観等の学校行事の機会を利用して講座等を開催すれば、保護者等が参加しやすい。

【課題】

- ・支援活動に必要な予算や支援活動を実施する人材の確保が大きな課題となっている。
- ・予算や人材確保の状況により、地域によって家庭教育支援の内容に差が生じている現状がある。
- ・家庭教育の在り方が多様化する中で、何が正しい考え方なのか導く支援ではなく、受講者に寄り添った新しい支援について考えることが必要になっている。
- ・本当に支援を必要とする保護者の中には、様々な事情で学校等で行われる家庭教育支援活動や家庭教育学級への参加が難しいという問題があり、孤立化の解消につながらないことがある。

③ 子ども・若者支援（「ふじのくに i マップ」・合同相談会）

【趣旨】

- ・困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制をつくる。

【対象】

- ・ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者とその家族

【実施内容】

- ・「ふじのくに i マップ」の作成、配布・公開をする。
- ・合同相談会を実施する。
- ・支援機関・団体相互の連携及び情報交換を行う。

【実施形態】

- ・困難を有する子ども・若者及びその家族向けに、公的支援機関及び民間支援団体を掲載したリーフレット「ふじのくに i (アイ)マップ」を作成・配布するとともに、県ホームページ上での公開・更新を通して、多様な支援情報を提供している。
- ・リーフレットに記載する相談機関・支援機関、就労支援団体、通信制・定時制高等学校、サポート校、長期欠席生徒選抜実施の県立高等学校などが、ブースを設置して無料で個別相談に応じる「合同相談会」を開催している（令和2年度は県内4会場）。

【効果】

- ・リーフレットや合同相談会を通じて、多くの公的支援機関及び民間支援団体の情報を提供することができた。特に、合同相談会での相談件数は増加傾向にあり、来場者に多様な選択肢を示すことができた。

【課題】

- ・リーフレットや合同相談会を多様な方法で広報しているが、情報を全ての人に届けることは困難な面もある。

④ 「しずおか寺子屋」

【趣旨】

社会総がかりで子供たちを育む環境づくりの推進に向けて、家庭における学習習慣を身に付けていない子供たちが、主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を行うもの。

【対象】

- ・事業を実施する地域（学区）の全ての小・中学生

【実施内容】

- ・放課後の時間帯を利用して、子供に学習支援を行う。

【実施形態】

- ・公民館や学校の空き教室等の公共施設を利用し、地域住民や大学生の参画を得て、小・中学生の放課後等における学習支援を、地域の実情等に合わせて実施する。

- ・せて実施する。
- ・支援員として、教員OB等の地域住民や公民館職員に加え、大学生も登録している。

【効果】

- ・無償で誰もが参加できるという点で、生活困窮世帯に対して経済的にも心理的にも配慮した学習支援になっている。
- ・小学生の時に支援を受けた子供が、中学校や高校へと進学した後、支援する側に回る「教育の循環」が生まれている。一般に、貧困等の困難を抱えた子供は自己肯定感が低く、このような地域貢献を通して、自分の居場所づくりや自己肯定感の育成等の貧困問題に対する取組につながる。
- ・学習支援によって、学習への主体性や向学心の育成につながる。

【課題】

- ・支援者的人材育成や確保、予算の確保は大きな課題である。
- ・貧困等の問題を抱えた子供が必ずしも参加するわけではないため、直接的な取組にならないこと。
- ・寺子屋を円滑に実施運営するためには、学校・地域・支援者等をつなぐコーディネーター役となる人材が必要不可欠であり、その発掘や育成が課題の一つである。

【本委員会で発表された事例】

－ しまだはつくりら寺子屋の例 －

〈対象〉

- ・島田市初倉地区の場合は、公立小学校（初倉・初倉南・湯日）に在籍する3年生と公立中学校（初倉）に在籍する1～3年が対象である。

〈実施内容〉

- ・小学生に対しては、隔週で1回放課後1時間を利用し、算数に特化して、中学生に対しては、長期休業中に数日間開催し、5教科の学習支援を実施した。
- ・小学校については、ニーズに応じて、長期休業中に支援が必要な児童への支援や希望する高学年の児童への学習会を実施した。また、保護者を対象とした家庭教育講座も実施した。

〈特徴〉

- ・学校と連携が図られ、参加する子供について必要な実態把握ができる。また、学級担任から、家庭訪問等で寺子屋事業を紹介し、参加を働きかけている。こうした取組により、様々な生きづらさを抱えた子供たちが参加することができている。

- ・ 小学生の指導にその小学校を卒業した中学生が数多く指導に来ている。
また、中学生の指導には、その中学校の卒業生である高校生や大学生が指導に来て、勉強だけでなく学習方法や進路についての相談相手にもなっている。

⑤ 放課後子供教室

【趣旨】

地域社会の中で、子供たちが心豊かで健やかに育まれる安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められている。放課後や週末等に小学校や公民館等を活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化等の体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供する。

【対象】

- ・ 本教室を実施する学校に通学する全ての子供

【実施内容】

- ・ 放課後や週末に小学校の余裕教室や公民館等を活用して、子供の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、参加する子供たちの自主性や社会性、創造性豊かな人間性を涵養する活動を実施している。
- ・ 活動内容は、地域によって異なるが、農業体験や工作、スポーツ、英会話などを実施している。
- ・ 掛川市の小学校では、放課後将棋教室という名称で、心得のある地域住民が将棋を教え、児童と住民が一体となって活動している例もある。

【実施形態】

- ・ 地域住民らによって企画・調整・活動が行われており、できることをできる範囲で活動を実施している。
- ・ 開催回数も、地域の実情に合わせて異なる。平日や土曜日に週1回実施している地域や年に数回という地域もある。
- ・ 放課後に実施する場合は、「放課後児童クラブ」と連携を図っている。
- ・ 県では、放課後子供教室や地域学校協働活動などで直接子供たちと接する支援員等を対象に、応急処置や救急法など安全管理に関する研修会を開催している。

【効果】

- ・ 地域の方々と交流しながら、スポーツ、工作等の体験活動や英会話等の学習活動を体験でき、全ての子供において良い学習機会となっている。特に家計に余裕がない子供は、月謝などの費用の工面が難しく、習い事に通うことができていない傾向があるため、とても良い機会となっている。
- ・ 誰もが参加できる教室であるため、貧困等を抱えた子供たちの放課後や土

曜日の居場所になり得る。

- ・地域の子供と大人の積極的な参画や交流により、地域コミュニティの充実が図られ、地域で子供たちを見守り育てる意識が向上する。

【課題】

- ・運営側の人材やその活動を支援するボランティアの確保状況、運営に必要な予算により、地域によって実施内容や回数が異なる。
- ・支援する大人に対して、子供の参加者が多くなり過ぎる傾向があり、安全面の確保等が難しい。一方で、子供のニーズと実施可能な活動内容が必ずしも合わず、参加者確保が難しい地域もある。

⑥ 通学合宿・防災体験合宿

【趣旨】

子供たちのお互いの立場を理解し協力し合う心を育むとともに、大人たちのボランティア参加による新たな地域コミュニティを創出し、地域での子育て支援体制の整備を促進する。

【対象】

- ・通学合宿等を実施する地域に在住する小学生または中学生

【実施内容】

- ・「通学合宿」：3以上の異なる学年の小学生が、地域の宿泊可能な施設で2泊3日以上の宿泊体験および通学を行うもの。
- ・「防災体験合宿」：3以上の異なる学年の小中学生が、1泊2日以上の宿泊体験を行う中で、防災に関するプログラムを2つ以上行うもの。

【実施形態】

- ・PTA、自治会、青少年団体、子ども会等地域の関係団体から構成される実行委員会等が実施団体となる。
- ・中高生や大学生、地域の消防団等が運営に参加する場合もある。
- ・宿泊施設は公民館、青少年施設、県立高校の生活館、避難所施設（防災体験合宿は通学している学校も宿泊可）等を想定している。
- ・異年齢集団で共同生活を送り、レクリエーション活動だけでなく、宿題等の学習活動や自炊、掃除等の生活体験活動にも取り組む。

【効果】

- ・「自分のことは自分で行う」という自主性や、お互いに協力し合う協調性等を育んでいる。また、子供が地域の大人とふれあう機会が増え、地域の結びつきを高めている。
- ・事業に参加した子供に、規則正しい生活習慣や調理等の生活体験を経験させることができる。特に、これらの経験が不足している子供にとっては、

貴重な体験となる。

【課題】

- ・後継者を含め実施団体の人材不足は、どの地域の場合も課題となっている。また、参加する子供の数も減少傾向にある。
- ・自治会やP T Aからの拠出金や行政からの補助金等を活用して、無料に近い参加費で実施する団体がある一方で、泊数が多い場合や参加人数によっては、参加者の実費相当の負担を求める団体もある。経済的に苦しい家庭の子供にとって参加の負担が障壁となることもある。

【本委員会で発表された事例】

－ 牧之原市における通学合宿事業の例 －

〈実施内容〉

- ・市内の小学校が開催単位となっている。令和元年度は7校実施。
- ・対象者は市内の小学生（学校ごとに異なり、全学年を対象となる場合や高学年を対象としている場合がある。）
- ・各小学校とP T Aが主催し、地域住民が支援者として協力している。会場は公民館やコミュニティーセンター、寺院等を利用して、2泊3日～4泊5日と地区の実情に合わせて実施している。
- ・食費や保険代等の費用は、県の補助金や参加者負担金で賄われており、主催団体によっては、自治会やP T Aの補助金を活用している。

〈効果〉

- ・子供社会の体験や家庭を離れての集団生活を通して、我慢や助け合い、感謝、学び合い等の様々な心の育成につながる。
- ・上級生、下級生で教え合い、学び合うことができる。
- ・同年齢、異年齢、大人など、様々な人と関わることの喜びを体験できる。

第4章 社会教育の強みや可能性を子供の貧困問題に対する取組に生かす手立て

第1章から第3章まで、子供の貧困の現状及び子供の貧困問題に対する福祉的な取組や社会教育事業の状況を述べてきたが、最後に本章では、社会教育ならではの考え方を生かした今後の取組のあり方を提案したい。

1 社会教育を子供の貧困問題に対する取組に生かす3つの考え方

社会教育においては、第35期静岡県社会教育委員会で検討したように、人々の学びやそこに集う人々の関係性等を以下のように捉えている。

(1) 互いに学び合う「相互教育性」

教育という営みは変幻自在で、教える者と学ぶ者の関係がいつも固定しているとは限らない。特に社会教育では、教える者と学ぶ者が状況によって流动的・循環的に交代していき、互いに教え合い、学び合う関係性（相互教育性）がより強く見られる。地域づくりや家庭教育支援、親の学びへの支援のあり方を考える場合、教えられる側が教える側へ、支えられた側が支える側へと交代・循環していくことが求められる。このことを地域の構成員一人一人が意識することで、地域の豊かな学びが生み出されていく。

(2) 全ての人が社会の構成員

「子供は未来の担い手である」と言われる。大事な考え方だが、子供は未来になってはじめて社会の担い手になるわけではない。既に現時点で社会の構成員であり、学び合い・支え合いの担い手である。その意味で、地域社会の全ての構成員は子供の関係者である。子供が持っている内から育つ力を信じ、もっと社会と深く関わりながら主体的に生き、育っていけるような環境づくりに取り組むことが大切である。

(3) 地域の人々のつながりをつくる役割

多様な年代、立場の人々が学び合い、支え合う社会教育を構想する時、人と人を出会わせ、つなぎ合わせる拠点が重要となる。図書館や青少年教育施設等の社会教育施設は、個人の学びの場であると同時に、学び合い・交流の拠点ともなる。また、子ども会等の地域の様々な組織も人が支え合うための拠点といえるだろう。有形無形の様々なネットワークも重要な拠点である。このように、多様な人々が交流し学び合い、その成果をまた持ち帰っていく拠点においてこそ、社会教育の力が発揮される。

上記のような社会教育ならではの教育や学びの捉え方は、子供の貧困問題に対する取組や、子供の健やかな成長を支援する取組を充実させるためには重要な考え方であろう。

2 本委員会で考える取組のあり方

(1) 教育行政と福祉行政のさらなる連携を願って

第3章まで見てきたように、貧困問題に対する取組は、既に様々な形で行われている。それを前述のような社会教育の考え方で捉え直すことで、更なる効果が期待できるであろう。同時に、社会教育では、福祉行政の枠組みではどうしても支援しきれない人たちがあらゆる貧困の状態に向かわないとための予防的な取組が可能であると考えられる。

教育と福祉がつながれないか。既存の仕組みをお互いに知り、教育行政と福祉行政が子供の貧困に関して話し合う場を設定してはどうか。また、子供に対して、更に有効な貧困問題に対する取組を実施していくには、官民が連携しなければ難しい。そこで、優れた民間の行動力と連携する必要があるのではないか。それらを経て、社会教育での取組が、貧困に陥らないための予防や、福祉の貧困問題に対する取組の後押しとなるように期待したい。

なお、乳幼児期の子供の支援は、社会教育においては、家庭教育支援という形での保護者の学びの支援となるが、「相互教育性」という性質を十二分に發揮し、福祉行政における子育て支援策と十分連携して、保護者の居場所づくり、相談の場づくりとしてより充実することが重要と考える。

(2) 本委員会で考える今後の取組や教育と福祉の連携の具体案

さらに協議においては、各委員から、貧困問題に対する取組や教育と福祉の連携の具体案として、様々な角度から多岐にわたる提案がなされた。提案には、大きくは4つの要素が含まれると考えられる。ここでは、それぞれの具体案を、主に含まれる要素を基にまとめ、以下に報告する。ただし、それぞれの具体案は、1つの要素だけではなく幾つかの要素を含んでいることを申し添えておく。

【要素1：支援を必要とする人の立場から取組を検討する】

第1点目は「支援を必要とする人の立場から取組を検討する」という要素である。第2章や第3章で見てきたように、既に本県では様々な取組がなされている。しかしながら、それらの取組が、その人たちが真に求めている支援になっているのかは、福祉的な取組でも社会教育における取組でも共通の課題であった。現状の事業内容に満足することなく、支援を必要とする子供や世帯の立場に立った内容であるかを、常に見直していくことが重要である。そのような観点から、この要素を色濃く含んだ具体案を以下に記載する。

＜今後の子ども会活動について＞

子ども会とは、地区の異年齢の子供たち、それらを指導する指導者、その

活動を援助する育成者から組織される集団である。単位子ども会には、その地区の子供なら誰でも入会でき、参加できる子供の対象年齢は地区によって異なる。広くは就学前から高校生世代までを対象としているが、多くの地区では小学生が構成員の中心となる。

子ども会の活動内容は、地区の実情によるが、例えばラジオ体操やスクート教室等の体育的な活動、お楽しみ会やレクリエーションなど子供の興味や関心が高い活動、キャンプ等の野外活動を含む家庭などで容易に経験できない活動等が行われている。活動にかかる費用は、団体割引の対象になる場合や上部組織の子ども会連合会に加盟していれば活動への補助金が得られる場合等があり、比較的安価に活動を実施することができる。これらの活動は、学校教育とは異なる集団活動であり、子供によっては居心地の良い居場所になり得る。また、幅広い異年齢集団の活動を通して、好ましい人間関係形成・社会形成能力をはじめ、様々な人間力の育成につながる。近年は、子ども会活動の一つにジュニアリーダーの育成も行われており、地域の担い手として様々な形で地域に貢献している事例もある。このような子供の活動を通して、さらに地域の大人同士のつながりを生む場となり、そのつながりが子育てを支える一助にもなることが期待される。

＜今後のPTA活動について＞

PTAは、子供の健やかな成長を図ることを目的とした社会教育関係団体である。保護者と教職員が、対等の立場で協力し、学び合い、高めあっていく団体で、ほぼ全ての学校に単位PTAが存在する。単位PTAは各校の実情に合わせて、家庭・学校・地域・行政等と連携し、学校教育活動が円滑に進められるように教育環境の整備や学校行事の支援に取り組んでいる。また、家庭教育の重要性を認識し、PTA主催の講演会や研修会等で家庭教育の充実を推進している。具体的な取組例としては、学校行事の補助、児童生徒の登下校指導、古紙回収やバザーの運営、PTA活動報告等を記載した広報紙の作成など様々な活動がある。これらの活動を通して、全ての子供を対象に健やかな成長を支えている。

支援を必要としている家庭を発見することが難しいという現状がある中、これらのPTA活動を通じて、保護者同士がつながり、気軽に子育て等の相談ができる関係が構築できれば、早期に生活の変化や貧困の兆しに気づくことにつながるのではないか。さらに、このような気づきを、個人情報に十分配慮しながら、保護者から教職員に提供し、学校から関係機関につなげていく取組も今後考えられる。

【要素2：当事者と支援を丁寧につなぐ】

第2点目は「当事者と支援を丁寧につなぐ」という要素である。2年間に渡る協議の中では、終始「現状では本当に支援を必要としている子供や世帯（保護者）に、支援が行き届いていないのではないか」という意見が数多く挙がった。支援を届けるためには情報提供することも大事であるが、実際に支援を申請する際に、大きな障壁のある場合があり、その部分を支える取組が重要だと考えられる。以下に、この要素を主に含んだ具体案を記載する。

＜寄り添う支援の検討＞

支援策や事業があっても本当に困っている人は、困っていると言えなかったり、支援を求めようとしなかったり、手続きができなかったり、という現状を把握した。そういう方々（保護者）に寄り添い精神的な面を支え、実際に手続きをサポートするなど、今まで以上に一步踏み込んだ対策を検討したい。例えば、特に経済的な面で支援を受けられるようにするための手続き代行をする役割の人の配置、人材確保・人材育成の推進ができるとよい。また、これまで以上に民生委員・児童委員と学校の連携強化や、地域の家庭教育支援員も巻き込んだ、貧困等を抱えた子供や世帯を支援する体制作りも考えられるのではないか。

寄り添う支援を実現するためには、まずは“気づいた人がつなげていく”こと、次に“誰につなげたらいいか”が明確になることが重要である。現状では、困っている人と支援や事業の間には距離があり、直接つながりにくいため、その間をつなぐ人・機関（サポート）が幾重にも必要である。

＜ソーシャルサポート・ネットワークの構築＞

子供の貧困対策の推進には、福祉領域の機関が担うだけではなく、教育領域をはじめとする様々な領域の公民の関係機関、団体、個人（地域住民、市民）が連携・協働し、ソーシャルサポート・ネットワークを構築することが必要である。

そこでスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）は、このようなソーシャルサポート・ネットワークづくりを行う上で有効な担い手となり得る。また、地域における社会教育活動への理解と活用が、学校現場においては十分ではない状況が散見されるので、SSWは社会教育と学校教育をつなぐことができ、①社会教育活動に参加する子供や教職員、保護者、地域住民の増加のための工夫と問題意識化、②学校・教職員の社会教育に対する理解と連携の増進、③SSWと社会教育関係者が協働して、社会教育活動のプログラムの拡充を図ることなども可能となる。

県行政においては、社会教育における子供の貧困問題に対する取組を推進

する際に、以上において示したSSWの役割と機能の独自性（脚注参照）が有効であることを理解した上で、SSW活用事業の拡充を図っていただきたい。

【要素3：連携を深める】

第3点目は「連携を深める」という要素である。子供の貧困問題に対する取組は、児童福祉を所管する福祉行政中心に進められてきた。近年は、子供の貧困がより一層深刻化し、福祉行政だけではなく、教育行政においても、それらに関連する、または期待される事業が進められている。これらの事業は、支援を必要とする当事者の立場から、それぞれがつながり、連携することにより、更に有効な手段になると考えられる。以下に、この要素を主に含んだ具体案を記載する。

＜行政側の体制作り＞

行政側に、子供や地域のために形や方向性を考えていく組織若しくは体制づくりが必要ではないか。人材確保や予算確保の観点からのアプローチも必ず検討してほしい。例えば、福祉を所管する課や社会教育を所管する課だけでなく、学校教育、子育て支援、市民協働等を所管する関係課をまたいだ合同会議を持ちたい。その中で、福祉、教育、地域など様々な視点からの意見を出し、施策を協働できることが望ましい。

また、社会教育関係者が貧困問題に対する取組を新規に始めたり、現在ある取組に福祉関係者等との連携を新たに取り入れたりするために、情報提供や相談できる場として、既存の会議等が活用できるような仕掛けの創設に期待したい。

＜福祉と社会教育の両方から＞

子供の貧困の現状に対して一人一人が関心を持つことが大切であり、福祉と社会教育の両方から取り組むべきである。現在、学校運営協議会や子ども育成支援協議会等もあり、それらは個人情報の扱いに注意した上で、課題の一つとして子供の福祉を話し合える場になり得る。そして、社会教育においては、このような会議等で共有した課題に対して、やれることを地道に実行することが大切である。

＜教育行政として連携を＞

既に社会教育でも福祉的な活動をしていることはしている。そういう面で単純に考えて、社会教育というよりも学校教育を含む教育行政として福祉分野等と更に連携していく必要がある。また、様々な社会教育の取組のう

ち、特に子供を取り巻く環境や地域づくりに関わっている社会教育の取組やその実施団体の意義を再確認し、教育だけではなく、行政全体が後押しする支援に期待したい。

＜教育機関と各市町の子ども館・児童館・子育て支援施設等との連携＞

各市町では、独自の児童館や子育て支援施設を有し、子供だけでなく保護者の居場所としての機能を持つ。そこでは、学校では見られない子供の困り感のある言動が見られるが、多くはその施設の指導者の努力で解決されている。中には、学校に言えない保護者からの相談も舞い込んでいる。子供の言動や相談の中には、貧困が起因する課題も多くある。その情報を吸上げる仕組みがあるとよい。

また、こうした施設を支える地域ボランティア組織である子育てネットワークの広報や活用も大きな可能性を秘めている。

＜関係課を横断した予算配分＞

「思いやり事業」のような形で、目的があまり達成されなくても、助成金等を認められていけるような県としての施策や寛容性があつてもよいのではないか。地域で行われる貧困問題に対する教育的な取組や福祉的な取組は、地域性を重視して様々な形で実施されることが評価されるべきであり、幅広く助成の対象になるような施策に期待したい。

また、子供の健やかな成長に関わる事業を実施する際に、本委員会が考える子供の貧困問題に対する取組という1つの目的があるとしたら、その目的に必ずしも到達しなくとも許容できるような、事業を所管し合う関係課を横断した予算の配分を提言したい。

＜学校への情報伝達の進展＞

市町行政が行う社会教育関連事業や民間団体が行う子供の成長を支える様々な取組や事業を、学校教育現場がさらに知るために、知る機会の創出や情報伝達の工夫がより進展することを願う。例えば、学区内の子供の居場所づくりを実践する団体と学校が情報交換できる場の創出などが考えられる。

また、本報告書が学校教育現場で広く周知される仕組みを構築し、貧困等の生きづらさを抱えた子供たちがクラスの中には必ずいることを念頭に置き、きめ細かな気配りにより本当に困っている子供が相談できる教職員の資質の向上や校内の相談体制の再検討につなげられるとよい。

将来的に、1人1台の学習用タブレット端末が支給され、学びたいという子供が安全に管理されたネットワークにアクセスすることにより、離れて

いても、学校で勤務している教職員と学習相談等のやり取りができる取組があるとよい。

＜経済的仕組みの学習＞

お金の使い方や給料の仕組み等、キャリア形成につながる経済的な仕組みを子供時代から深く学ぶ必要がある。学校教育では、キャリア教育の外部人材を活用し、子供のうちから学んでいくことが貧困を抑制していく手立てにもなるのではないか。

＜発達に困難を抱える子供への支援＞

情緒学級に在籍するような子供に対して、進学・就労への情報がまだまだ不足している。地域の発達障がい者支援センターと学校の連携を深め、保護者の不安を受け止め、安心して相談できる窓口をもっと増やしていくことで、貧困の抑制にもつながるのではないか。

また、不登校の子供が、学校以外に立ち寄れる地域の保健室のような居場所があると、地域・社会とのつながりができ、学校への復帰を含め前向きに自身の将来を描くきっかけづくりになるのではないか。

【要素4：市民が社会の担い手になる】

第4点目は、社会教育ならではの教育や学びの捉え方に関わる「市民が社会の担い手になる」という要素である。社会教育の視点から子供の貧困問題に対して何ができるのか、2年間の協議を通して、我々は社会教育の価値を再確認した。子供の貧困問題に対する取組を、更に有効な取組へと発展させていくためには、市民（社会全体）を巻き込み、子供も大人も含め全ての地域の誰もが社会の担い手になることが重要であり、その仕掛けをつくることは、社会教育の得意分野である。以下には「市民が社会の担い手になる」要素を主に含み、既存の取組を融合させた取組や新たな視点を取り込んだ取組等の具体案を記載する。

＜民間と行政が一緒になって居場所づくり＞

子供の居場所づくりでは、子供の意思決定で参加できることがとても重要であり、民間による福祉と行政が一緒になって具体案が提案できたらよい。また、子供の居場所づくりを行っているボランティア団体やNPO法人への助成に県・市町が積極的・継続的に取り組むことが大事である。

子供の居場所の一例として、公民館を利用した子ども食堂と寺小屋（学習支援）を融合した支援が考えられる。その際、運営する人が福祉の視点を持っているとよい。また、その場に福祉に携わる行政職員等が出向き、子供

の話し相手になることが貧困問題に対する取組にもつながるのではないか。利用者は事前申込や利用料なく、保護者の承諾も義務とはしない。利用できる条件を設げず、誰でも気兼ねなく利用したいときに利用できる場所にしたい。

また、このような支援を利用する子供たちが受け身にならないために、活動の補助や得意なことがあればそれを生かし、地域の広報誌の作成等地域活動に協力した場合は認められるような仕組みがあると面白い。しかし、課題になるのは、支援の場所に来ることができない子供たちが一定数いることである。これは福祉行政と学校を含む教育行政、地域が連携し、参加に結びつけられるような支援体制が構築されることが必要である。

＜子供達が情報発信に参画＞

今の子供たちはスマホネイティブと言われ、情報を発信する、動画を作る等の情報端末の操作等について長けていることがある。そこで、このコロナ禍において、社会教育関連団体が発信する情報の制作に、発信側としてそのような子供たちが参画することが可能ではないか。それが、子供たちの自己有用感の育成にもつながると考えられる。

＜大学生・中高生の社会参画の評価＞

しづおか寺子屋事業は大変意義のある事業であり、参加した大学生には静岡県教育長の証明書が授与される仕組みがある。同様に、教員志望の大学生を含め多くの大学生が更に社会教育に参画し、世間でも認められるような仕組み等を構築できればよい。

また、中高生にも社会参画の可能性を感じる。多くの学校で社会教育への参画（人の役立つ行動）は、学校の教育目標の一つにも掲げられるほどになっている。寺子屋事業だけではなく、地域行事、子ども食堂、奉仕活動等実際に活動している姿も多く見られる。社会参画した実績が県内の高校入試等における評価の一部に反映することも進んでいるようだが、今後更にその価値が認められ、部活動の実績と同等な評価がされる仕組み等があるとよい。また、学校だけでなく、町内会、コミュニティ、県市町等の公共の場で称揚する機会を増やしていきたい。

＜子ども食堂を調理実習として実施＞

どちらかと言うと、食事を提供される意味合いが含まれ、場合によっては子ども食堂の利用が敬遠されることがある。そこで、当事者が参加しやすい体制するために、子ども食堂を調理実習という形で実施し、調理技術の向

上を目標とする等子供の主体的な活動に置き換えることで、誰もが更に参加しやすい活動にする。（食堂以上に大人との関わりの場にもなる。）さらに、そこで調理したものを活用して支援を必要とする方々への配食サービスにつなげることができれば、参加した子供が社会の担い手になり、その活動にやりがいや楽しみを感じ、自己有用感の育成にもつながるのではないか。

おわりに

今期は「社会教育と子供の貧困」をテーマに審議した。この間、改元があり、新型コロナウイルス感染症拡大は教育領域にも多大な影響を及ぼした。審議を終え、社会教育にも新たな時代への対応が必要だと再認識したところである。

雇用や福祉の分野から取り上げられることが多い貧困問題に静岡県教育委員会が向き合ったことは注目に値するのではないか。貧困や格差の自己責任論が否定され、平成26年、「子供の貧困対策法」が施行された。法施行後の審議ではあったが、法や制度を画餅にしないためには地方での実践こそ重要なのだと、視察やレクチャーを通して理解が深まった。審議では率直な意見交換を通して、地域性と多様性を踏まえた教育と福祉の連携が不可欠だということを確認した。福祉と連携した社会教育は、生涯学習と裏表ではなく、既成の枠を超える。教育と福祉の連携が有意義であることは本報告書のとおりだが、いかに具体化し、成果を挙げるかは、両分野への予算配分の見直しも必要となろう。

人材育成の重要性は何事にも通じるが、教員志望の学生に、早期からスクールソーシャルワーカーをはじめとした専門家の活躍や、地域学校協働活動などを知ってもらうきっかけづくりも必要であろう。

新型コロナウイルス感染症流行による一斉休校や外出自粛の影響は、生活困窮家庭の子供と家族だけでなく、全ての子供と家族に及んだ。家族の機能不全化が進むことによって「見えやすい虐待」が増え、「見えづらい虐待」が深刻化しているという現場の指摘がある。

感染拡大防止へ呼び掛けられた「ステイホーム」は、家庭の中に「安心・安全な居場所」がない子供たちにとって過酷なものとなった。教育と福祉の連携を加速させなければならない。社会教育の底力が試されている。

第4章にあるよう、本委員会が提言するキーワードの一つが、「相互教育性」である。互いに教え合い、学び合う関係は意見交換の中で「芋こじ」と言い換えられた。「芋をこじる」という意味である。桶の中に芋と水を入れて棒や板でかき回すと、芋と芋がこすれ合って汚れが落ちていく。飛び出す芋があれば、拾って入れてやる。続けることで芋は一つとして傷付くことなく、皮がむける。江戸時代後期に多くの農村の復興を指導し、大日本報徳社（掛川市）など本県と縁が深い二宮尊徳は、農民たちの話合いを奨励し、寄り合いを「芋こじ」と称した。

人々を大小の芋に例えた時、何が桶や水に相当し、棒や板を動かすのはだれか。

この報告書を、教育関係者と福祉関係者の「芋こじ」のきっかけや話題にしてもらえば幸いである。

令和2年10月
第36期社会教育委員会

脚注

- ¹ その子供(17歳以下)が属している世帯の等価可処分所得が貧困線(等価可処分所得の中央値の半分の額)に満たない子供の数を子供全体の数で除したもの(厚生労働省が公表している算出方法)
- ² 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分の額)に満たない大人一人(18歳以上65歳未満の者)と子供(17歳以下の者)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯全体の世帯員数で除したもの(厚生労働省が公表している算出方法)
- ³ 静岡県内の貧困の状況にある子供や家庭の実態を把握し、今後の子供の貧困対策の施策計画策定のための基礎資料とするために実施したアンケート調査。
- ⁴ 本調査において回答を得た、問2の世帯人数と問11の可処分所得(数値で記入するのではなく、50万円区分の選択方式)を基に貧困世帯と非貧困世帯を区分。また、貧困線の算出方法は、平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)分析結果の貧困線を参考に、世帯人員別の貧困層区分を県が設定。(4人世帯の場合:可処分所得250万円以下を貧困世帯として区分)
- ⁵ 子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給する制度。
- ⁶ 憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮した国民に必要な保護を行い、最低限度の生活の保障と自立の助長を目的として、最低生活費から収入認定額を差し引いた支給額を支給し、さらに自立に向けて必要な指導、援助を実施する制度
- ⁷ 小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子供や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子供を対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、その遊び・生活を支援する事業
- ⁸ 福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民共同による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業実施を行う制度
- ⁹ 母子家庭・父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進することを目的として、扶養している子の修学資金や就学支度資金など必要な資金の貸付を行う制度
- ¹⁰ 地域ボランティアやNPO法人等が運営する、子供一人でも安心して利用できる地域の居場所の1つ。決まった定義はない取組で、地域交流や貧困支援、子供の孤食防止等を目的として、無料又は低額で食事の提供をする取組。
- ¹¹ 包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品衛生上問題がないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO法人等が食品メーカー・個人・団体等から寄付を受けて、福祉施設や行政、支援団体を通じて生活困窮者等の支援に活用する活動。
- ¹² 同法では「児童」の定義を「満18歳に満たない者」と規定している。
- ¹³ 児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)の養育を都道府県等に登録された里親に委託する制度。調和のとれた発達のため、温かい愛情と正しい理解をもった家庭(里親)において養育されることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図ることを目的とする。
- ¹⁴ 市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子供に関する家庭その他の相談に応じ、子供が有する問題又は子供の真のニーズ、子供の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、もって子供の福祉を図る

とともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。県内には、賀茂・東部・富士・中央・西部と静岡市・浜松市の7か所ある。

- ¹⁵ 養育者の家庭に児童を迎えることによって養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（定員5～6人）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する制度

- ¹⁶ スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の役割について、委員から次のような報告があったのでここで報告する。

SSWとは、学校生活を送るなかで様々な課題を抱えている子供たちが、自らの可能性を十分に発揮し、豊かな生活と学習をすることができるよう支援する福祉専門職である。そのために人権と社会正義を基盤に、何よりも「子どもの最善の利益」を大切にして、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、社会資源（制度・サービス、公的機関・民間機関等）を活用・連携し、子供を取り巻く環境（学校、家庭、地域社会等）に働きかけ、環境の改善および子供の成長・発達にとって「安心・安全な環境」作りを行う。

SSWによる取り組みが従来の施策と異なる独自性として、以下の点がある。

- (1) 従来は「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。しかし、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、児童生徒、保護者、教職員・学校等の「ストレングス（強み、可能性）」に目を向け、「問題解決は、児童生徒、保護者、学校、さらには関係機関との協働によって図られる」と考える。SSWは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒等の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。
- (2) 問題を個人の病理としてとらえるのではなく、人から社会システムおよび自然までも含む「環境との不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては、「個人が不適合状態に対処できるよう力量を高めるように支援する」「環境が個人のニーズに応えることができるよう調整をする」さらには「環境の修正・開発による新たな社会資源の創出」という「個人と環境の双方に働きかける」というエコロジカルな視点を有する。

一般的にSSWは社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を有する者から、都道府県や指定都市等が選考し、自治体によってその活用スタイル（指定校配置型、派遣型、中学校区・拠点巡回型等）は様々である。

SSWの実践は、以下の3つのレベルにわたる多面的なものである。

- ① ミクロレベル（個別事例へのアプローチ）
 - ・子供、家族への面談、家庭訪問等による支援
 - ・教師への支援（コンサルテーション）
 - ・社会資源の活用 など
- ② メゾレベル（校内生徒指導体制作りへのアプローチ）
 - ・校内ケース会議の開催
 - ・研修会の開催 など
- ③ マクロレベル（市子ども家庭相談体制作りへのアプローチ）
 - ・関係機関ケースネット会議の開催
 - ・市ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会等）への参加
 - ・市相談体制作りへの関与（ソーシャルアクション） など

巻末資料

第36期静岡県社会教育委員

【任期：平成30年11月1日～令和2年10月31日】

	氏名	現職	備考
1	今釜 伸也 いまがま しんや	静岡県P.T.A連絡協議会会長	家庭教育関係者
2	白井 悅子 しらい ゆきこ	小山町立小山中学校養護教諭	学校教育関係者
3	柿沼 いずみ かきぬま いずみ	県立静岡中央高等学校定時制教頭	学校教育関係者
4	川口 正義 かわぐち まさよし	静岡市・県立中央高校 スクールソーシャルワーカー	家庭教育関係者
5	窪田 由貴子 くぼた ゆきこ	沼津市立内浦小学校長	学校教育関係者
6	佐藤 学 さとう まなぶ	静岡新聞社論説委員兼編集委員	学識経験者
7	白井 千晶 <副委員長> しらい ちあき	静岡大学人文社会科学部教授	学識経験者
8	鈴木 一行 すずき かずゆき	牧之原市社会教育委員長 中部地区社会教育委員連絡協議会顧問	社会教育関係者
9	戸塚 和美 とづか かずみ	掛川市社会教育課長(～R2.3)	社会教育関係者
	大石 博之 おおいし ひろゆき	掛川市教育委員会教育政策課社会教育室長(R2.4～)	社会教育関係者
10	中山 修 なかやま おさむ	袋井市立袋井北小学校 学校支援コーディネーター	社会教育関係者
11	西田 正銳 にしだ まさとし	島田市寺子屋コーディネーター	社会教育関係者
12	蒔田 真由美 まきた まゆみ	沼津市こども家庭課家庭相談員	家庭教育関係者
13	松永 由弥子 <委員長> まつなが ゆみこ	静岡産業大学情報学部教授	学識経験者

(※役職は令和2年10月現在)

第36期静岡県社会教育委員会審議経過の概要

開催会	開催期日	協議内容
第1回	H30.12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長選出、委員自己紹介 ・社会教育委員会の役割及び諮問内容説明 ・「静岡県子どもの貧困対策計画」について ・社会教育課の取組
第2回	H31.2.18 (視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市立城北小地域学校協働活動視察 ・平成31年度社会教育団体の事業概要と補助金
第3回	H31.4.23 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・視察の感想の共有 ・静岡県子供の貧困対策の現状と課題について
第4回	R1.6.26 (視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・「しづおか寺子屋」事業について ・児童養護施設春風寮(焼津市) ・はつくら寺子屋(島田市)視察
第5回	R1.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困の現状について ・委員発表(学校現場での実態、福祉現場での実態)
第6回	R1.10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策・取組の現状について ・「ふじのくに型学びの心育成支援事業」について ・委員発表(掛川市・静岡市の施策・事業について)
第7回	R1.12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策・取組の現状について ・委員発表(民間による貧困対策について)
第8回	R2.2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策における社会教育の強みや可能性 ・委員発表(学校支援地域本部・民間企業・PTAの取組) ・令和2年度社会教育団体の事業概要と補助金
第9回	R2.4.20 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第36期報告書イメージ検討 ・「第2期ふじさんっこ応援プラン」について ・令和2年度県社会教育課の主な施策について
第10回	R2.6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育ができる貧困対策(牧之原市・吉田町の取組) ・第36期報告書の骨子検討
第11回	R2.8.24	<ul style="list-style-type: none"> ・第36期報告書(一次案)の検討 ・本委員会で考える教育行政と福祉行政の連携の検討
第12回	R2.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・第36期報告書の最終検討 ・第36期報告書概要の最終検討

発 行

静岡県教育委員会社会教育課（事務局）

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-3160

FAX 054-221-3362